



集合住宅減算について（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ）

集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係るイメージ図 （訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションの場合）

脚注：  減算となるもの  減算とならないもの

⑤訪問介護事業所と集合住宅が幅員の広い道路に隔てられている場合

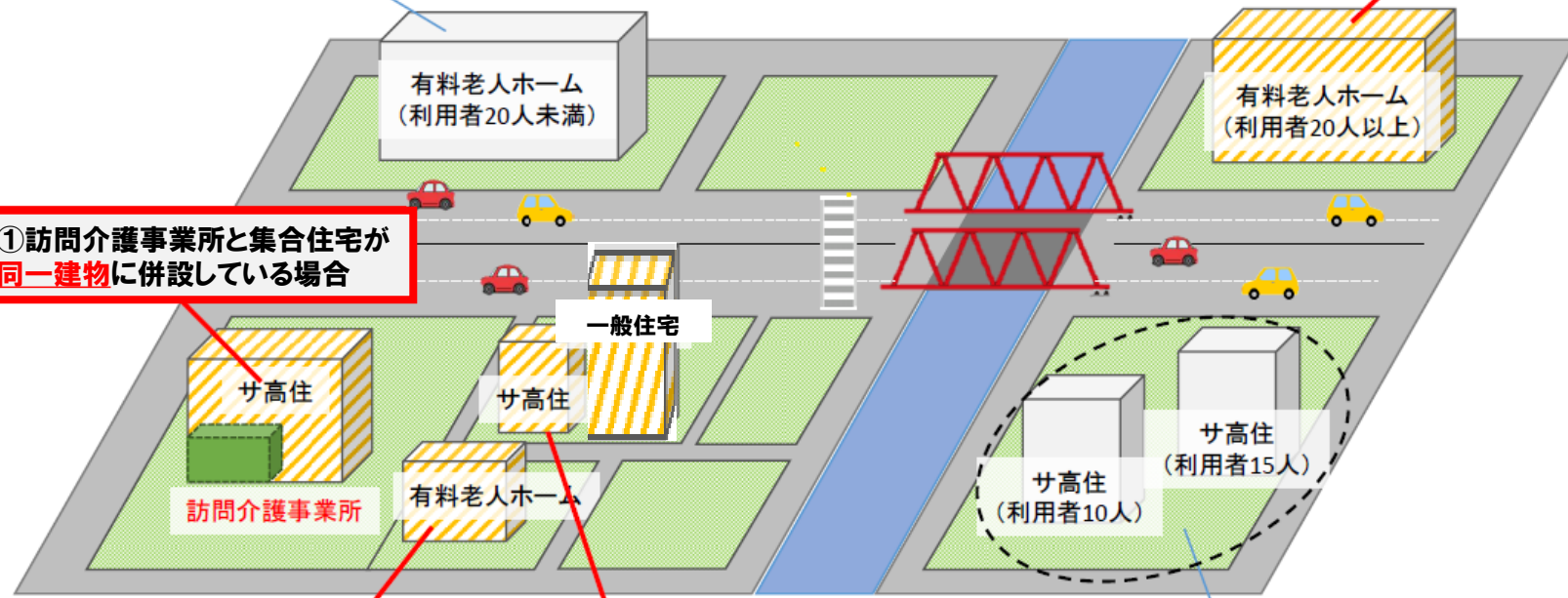
④集合住宅に、**当該訪問介護事業所の利用者が20人以上**いる場合

- ①事業所と集合住宅が一体的な建物となっている場合
- ②事業所と集合住宅が隣接する敷地にある場合
- ③事業所と集合住宅が公道を隔てた敷地にある場合

- A 利用者50人未満（1月間平均）
10%減算
- B 利用者50人以上（1月間平均）
15%減算

④ ①～③以外で、一つの集合住宅の中に複数人の利用者がいる場合

利用者20人以上（1月間平均）
10%減算



①訪問介護事業所と集合住宅が**同一建物**に併設している場合

訪問介護事業所
サ高住
サ高住

有料老人ホーム

一般住宅

②訪問介護事業所と集合住宅が**隣接する敷地**に併設している場合

③訪問介護事業所と集合住宅が**公道を隔てた敷地**に併設している場合

⑥同一敷地内にある複数の集合住宅の利用者数を合計すると20人以上になる場合

※単なる位置関係だけでなく、効率的なサービス提供が可能であるかどうかで判断する。

⑤は幹線道路などの広い公道をはさんでいるため同一敷地内建物等ではない、⑥は利用者が20人未満であるため減算対象の集合住宅ではない。